

ふ く し ゆ う し ょ う う ん そ う
福祉有償運送のご案内

福祉有償運送とは、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象としたサービスです。

実費の範囲内で、営利にならない範囲の対価（タクシー運賃のおおむね半額以内）によって、会員制によっておこなう、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。

※市内の福祉有償運送団体（5団体）のうち、掲載に同意があった4団体を紹介しています。

※利用者のお身体の状況、予約状況等により、申込みをお受けできない場合があります。詳しくは、各団体・事業所にお問い合わせください。

1 NPO 法人 コラボしろい



活動名：	福祉有償運送“まごころ移送”		
活動内容：	病院、スーパーマーケット、美容院、友人宅、温泉・コンサート等への移送		
対象者：	白井市在住で、要支援・要介護認定を受けている方、障がい者手帳をお持ちの方		
入会金：	1,000円	年会費：	なし
利用料金：	距離制 360円／2km以内、2km超は180円／km 復路は割引あり。		
ひとこと：	行き先に制限はありません。詳しくはお問い合わせください。		
申込：	事前に入会説明、面談致します。		
電話番号：	090-7831-6953（担当/こぎそ）		

2

にここケアステーション



活動名：	福祉有償運送		
活動内容：	外出付添、通院付添		
対象者：	高齢の方・障がいのある方		
活動時間：	午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分		
入会金：	2,000 円	年会費：	3,000 円
利用料金：	30分 750円～・延長30分毎750円～加算（曜日・時間による） ガソリン代 30 円/1km		
電話番号：	047-404-9299（一般社団法人 SET）		
住所：	白井市根 1726-4 ヴィラ西白井 F		

3

ケアグループあい・あい



活動名：	福祉有償運送		
活動内容：	外出付添、通院付添等		
対象者：	高齢の方・障がいのある方		
活動時間：	午前 6 時00 分～午後 10 時00 分		
入会金：	1,000円	年会費：	2,000 円
利用料金：	1 時間1,500円～・延長30分毎750円～加算（曜日・時間による） ガソリン代 30 円/1km		
電話番号：	047-492-1236 （特定非営利活動法人ケアグループあい・あい）		
住所：	白井市根129		



活動名：	福祉有償運送事業
活動内容：	身体・知的障がい者・難病・障がい児のうち、屋外での移動が困難な方に対する外出の付添支援
対象者：	障害福祉サービス（行動援護・居宅介護）・地域生活支援事業（移動支援事業）利用者 ※「生活サポートさくら」において上記サービスを利用している場合にかぎり、福祉有償運送を利用できます。
利用料金：	初乗り走行2 kmまで200円 以後80円/km
申込：	行動援護・居宅介護・移動支援事業の利用については、市障害福祉課（047-497-3483）に相談
電話番号：	047-492-7822（社会福祉法人 フラット）
住所：	白井市根200-37

その他の外出を支えるサービス・事業

福祉車両「ゆうあい号」の貸出

心身障がい者の社会参加を目的として福祉車輛（リフト付きワゴン車）を貸し出します。

【貸出対象者】

- ◎ 市内に住所があり車いすを利用している次の人
- ・心身障がい者（児）およびその家族
 - ・社会福祉団体
 - ・社会福祉ボランティア
 - ・社会福祉施設

※ 車いすを利用している65歳以上の高齢者およびその家族も対象になります。

【期間】 1回につき7日間まで

【費用負担】

- ・貸し出しは無料です。
- ・使用した燃料は返還時に補給してください。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483



ゆうあい号写真

福祉タクシー

要介護高齢者等がタクシーを利用した場合乗車料金の一部を助成します。

【対象者】

- ・要介護2・3・4・5の高齢者等
- ・身体障害者手帳1・2級所持者
- ・視覚障害者・下肢障害・体幹障害3級以上
- ・療育手帳④からAの2所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者

【利用方法】

- ・市の交付する福祉タクシー券を利用することにより乗車料金の半額を助成します。
(限度額1,000円)
- ・1か月当たり3枚(年間36枚)交付します(申請月により枚数が変わります)。

【窓口】

要介護者・・・高齢者福祉課 ☎497-3484
障がい者・・・障害福祉課 ☎497-3483

外出支援サービス

車いすで乗車できる自動車により市役所、病院などへの送迎を行います。

【利用対象者】

一般の公共交通機関を利用するのが困難で車いすを使用することにより移動可能な下記のいずれかの人

- ・要介護3・4・5の高齢者
- ・身体障害者手帳1・2級所持者

【内容】

利用できる回数は、1人週一回、運行日時は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時で、片道20km以内です。

【費用負担】片道につき

	市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
市内	300円	150円	無料
市外	350円	170円	無料

【窓口】高齢者福祉課 ☎497-3484

運賃等の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、鉄道・バス・航空運賃(国内線)の割引が受けられる場合があります。

割引率や割引となる対象者については、各社で異なりますので、詳しくはご利用になる交通機関に確認してください。

◆鉄道運賃

【北総線の場合】

種類	対象者	適用区間	割引率
普通乗車券	第1種・第2種の人が一人又は介護者と乗車	全線	50%
回数券(昼間割引回数券・土休日割引回数券を除く)	第1種・第2種の人が一人又は介護者と乗車	全線	

※その他の乗車券についてや、他社線までご利用の方は駅係員にご確認ください。

◆バス運賃

【主要な路線バスの例】

種類	対象者	割引率
普通乗車券	・第1種の人とその介護者(1名) ※1人で乗車する場合も可	50% 乗車時に手帳提示
定期乗車券	・第2種の人	30% 購入時に手帳提示

※市内循環バス「ナッシー号」は手帳提示により料金が50円になります。
(一般は150円)

その他のサービスは『しろい保健福祉ガイドブック』を参照ください。

